令和８年第３回定例会
決算特別委員会資料第２号
財　　政　　課

令和７年度
財政健全化法による
健全化判断比率及び資金不足比率

★★★ 説明資料 ★★★

令和８年９月
財政法務部　財政課

目　　次

頁
令和７年度　健全化判断比率及び資金不足比率について　・・・・　１
実質赤字比率について　・・・・

令和7年度
財政健全化法による
健全化判断比率及び資金不足比率

【健全化判断比率】

（単位：%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
国分寺市の状況	ー	ー	2.8	54.8
早期健全化基準	11.86	16.86	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

【資金不足比率】

（単位：%）

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業会計	ー
経営健全化基準	20.0

◆実質赤字比率◆

令和７年度の比率は「なし」

☆ 一般会計等（一般会計に土地会計[令和７年度は計上なし]を加えたもの）の、標準財政規模に対する実質赤字額の比率です。令和７年度は黒字となっているため、前年度同様比率はありません。





○ 比率の定義

【一般会計等を対象とした、標準財政規模に対する実質赤字額の比率】

○ 計算式

$$実質赤字比率＝\frac{一般会計等の実質赤字額}{標準財政規模}$$

・一般会計等の実質赤字額 ： 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額 ： 繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

前年度同様、令和7年度も一般会計等の実質収支額に赤字はありませんでした。
したがって実質赤字比率は「－」の表示となります。黒字分の比率は対前年度比で4.14ポイント減の▲3.31%となりました(令和6年度は▲7.45%)。
分母となる標準財政規模が前年度より12億8,913万4千円増の289億1,659万2千円となり、分子となる実質収支額(実質赤字額)は10億9,950万円減の9億5,885万7千円となりました。分子は減額、分母は増額となっており、それぞれが作用し、実質赤字比率の黒字分の比率が減となりました。
実質収支額の減要因は、歳入の減が歳出の減よりも大きかったためです。
歳入については、国庫支出金(14億8,483万9千円)などが増となった一方、庁舎建設資金積立基金繰入金(▲42億2,450万7千円)や新庁舎建設事業債の借入額の減などによる地方債(▲41億680万円)の減により、全体として減となりました。
歳出については、扶助費(24億8,241万3千円)などが増となった一方、投資的経費(▲58億9,535万2千円)の減があり、こちらも全体として減となりました。結果として、歳入の減少額がより大きかったため、実質収支額が減となっています。
また、標準財政規模の増要因は、市税の増などによります。

◆連結実質赤字比率◆

令和７年度の比率は「なし」

☆ 「実質赤字比率」の対象である一般会計等に、それ以外の特別会計（国保、介護、後期、下水）を加えた会計の、標準財政規模に対する実質赤字額の比率です。令和７年度は全会計黒字となっている（資金剰余額が生じている）ため、前年度同様比率はありません。

早期健全化基準
16.86%

財政再生基準
30.00%

○　比率の定義
【全会計を対象とした、標準財政規模に対する実質赤字額（又は資金不足額）の比率】

○　計算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額　：　イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

令和7年度も全会計の実質収支額合計が黒字になったことなどにより、連結実質赤字比率は「－」の表示となります。なお、黒字分の比率は対前年度比で3.39ポイント減の▲12.16%となりました（令和6年度は▲15.55%）。
分母となる標準財政規模は前年度より12億8,913万4千円増額となり、分子となる連結実質赤字額（黒字額）は、前年度と比較して7億7,912万円減の35億1,792万6千円となりました。
分子となる黒字額が減となった要因は、一般会計の実質収支額が前年度よりも10億9,950万円減となったためです。

◆実質公債費比率◆

令和７年度の比率は2.8%

前年度比率:2.1%

26市平均:1.9%

類似団体平均:2.1%

☆ 標準財政規模に対する、全会計及び加入している一部事務組合が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率です。

☆ 現在の実質公債費比率は、平成18年４月に地方債の制度が許可制から協議制に移行した際に導入され、平成19年度の財政健全化法施行に伴い、比率の算定方法が変更されました。令和７年度は、対前年度比で0.7ポイント増（悪化）の2.8%となりました。この比率が一定の数値を超えると地方債の発行が制限されます。

早期健全化基準
25.0%

財政再生基準
35.0%

○　比率の定義
【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

○　計算式

$$\text{実質公債費比率（３ヶ年平均）} = \frac{A-B}{C-D}$$

【分子】
Ａ：元利償還金＋準元利償還金
Ｂ：特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
【分母】
Ｃ：標準財政規模
Ｄ：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

・準元利償還金　：　イからホまでの合計額
イ　満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の１年当たりの元金償還金相当額
ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ　一時借入金の利子

令和７年度は、対前年度比で0.7ポイント増（悪化）の2.8%となりました。実質公債費比率の算定は、当該年度と過去２年度の平均値により算出します。したがって、対象外となる令和４年度と新たに対象となる令和７年度の比率の差が、数値に影響を与えることになります。単年度比率としては、令和４年度が約1.4%、令和７年度は約3.6%となっています。
令和７年度の比率が令和４年度と比較し悪化した主な要因は、計算式の分子のうち、プラスの構成要素であるA（元利償還金＋準元利償還金）が増となった一方、マイナスの構成要素となるB（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）が減となったことによるものです。Bの減の要因は、災害復旧費等に係る基準財政需要額が減少したことなどによります。

◆将来負担比率◆

令和７年度の比率は「54.8%」

前年度比率：　54.7%

26市平均：5.0%

※26市中19市は比率「なし」

類似団体平均：9.1%

※26市中の類似団体（6市）の平均値
※6市中5市は比率「なし」

☆ 標準財政規模に対する、全会計及び加入している一部事務組合、土地開発公社が将来負担すべき実質的な負債の比率です。

☆ 将来負担すべき実質的な負債とは、地方債の現在高、債務負担行為の支出予定額、元利償還金に充てる一般会計からの繰出金、退職手当の支給予定額などのことです。

☆ 比率からすると、一見将来負担は大きくないように見えますが、比率算出の際、基金残高や都市計画税が地方債償還の財源として算入されているため、比率が低くなっているだけで、簡単に安心できるわけではありません。

早期健全化基準
350.0%

○　比率の定義
【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

○　計算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額　：　イからチまでの合計額
イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費等に係るもの）
ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる当該団体からの負担等見込額
ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その他の者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
ト　連結実質赤字額
チ　組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額
・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

令和7年度の将来負担比率は、対前年度比で0.1ポイント増（悪化）の54.8%となりました。要因として、計算式の分子のうち、マイナスの構成要素となる「地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」の減が大きかったことにより、前年度と比較して分子の増割合が分母の増割合よりも大きかったことがあげられます。
前年度と比較すると,「地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は6億9,640万3千円の減となりました。
「地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」が減となった主な要因は、公債費に係る基準財政需要額算入見込額が減（▲6億7,973万5千円）となったことによるものです。

◆資金不足比率◆

令和７年度の比率は「なし」

☆ 各公営企業に係る資金不足額を対象とした事業規模に対する比率です。国分寺市において対象となる公営企業に係る会計は、「下水道事業会計」となります。令和７年度は資金剰余額が生じているため、前年度同様比率はありません。

経営健全化基準
20.0%

○ 比率の定義
【公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の比率】

○ 計算式

$$資金不足比率＝\frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

・資金の不足額
法適用企業　：　（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）
－解消可能資金不足額
法非適用企業　：　（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）
－解消可能資金不足額

解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額をいいます。

・事業の規模
法適用企業　：　営業収益の額－受託工事収益の額
法非適用企業　：　営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

令和7年度は前年度同様資金剰余額が生じているため、比率は「－」として表示しています。
下水道事業会計における資金不足額・剰余額（黒字分）は20億3,599万9千円となりました。これは流動資産が流動負債（控除後）よりも多いことを意味しています。